

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月6日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第37号

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則の一部を改正する規則

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(病院等の病床数の算定の補正)</p> <p><b>第2条</b> 条例第3条の補正は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に<del>応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</del></p> <p>ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、<del>宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁</del>若しくは防衛省が所管するもの、<del>独立行政法人労働者健康福祉機構</del>の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上</p>	<p>(病院等の病床数の算定の補正)</p> <p><b>第2条</b> 条例第3条の補正は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は<u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第3項の規定による命令若しくは同法第30条の12第1項において読み替えて準用する同法第7条の2第3項の規定による要請（以下この号及び次号において「命令等」という。）をしようとする場合</u>において、知事が当該申請又は<u>命令等</u>に係る病床の種別に<del>応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</del></p> <p>ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診</p>

の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

（式略）

イ～エ （略）

- (2) 前号アの当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同号イの放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実

療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

（式略）

イ～エ （略）

- (2) 前号アの当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同号イの放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前又は命令等をしようとする日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の9月30

績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(3) (略)

(病院の施設の基準)

**第6条** 条例第7条の施設は、次のとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設（医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの（消毒施設を有する病院に限る。）

(2)～(4) (略)

日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(3) (略)

(病院の施設の基準)

**第6条** 条例第7条の施設は、次のとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設（医療法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの（消毒施設を有する病院に限る。）

(2)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。